

裁決書

平成28年9月17日付け審査請求第1号について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 平成28年7月20日、審査請求人は、和光市長に対し、転園申請を行った。
- 2 平成28年8月19日、和光市長は、和光市子ども・子育て支援会議支給認定審査部会（以下「支給認定審査部会」という。）において9月入所児童の審査を行った。
- 3 平成28年8月25日、和光市長は、審査請求人に対し、特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 審査請求人は、平成28年9月17日、和光市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、和光市長がした本件処分は、児童が置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるようにという点で、児童福祉法第24条第7項に違反しており違法であり、それにより和光市長は、審査請求人の子の健康な生活を営む権利を侵害している（日本国憲法第25条違反）旨主張している。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の子は、現にその置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けているため、和光市長は、同項に違反せず、よって、日本国憲法第25条にも違反しない旨反論している。

理由

1 本件処分の経緯及び違法性又は不当性についての検討

処分庁が主張する経緯について争いがないものとして違法性又は不当性について検討すると、平成28年7月20日、和光市長は、こども福祉課窓口において、審査請求人の妻より、審査請求人の転勤による市内転居を理由とした転園申請を受理した。その際、希望園が「A 保育園」1園のみであったため、自宅近隣から駅までの通勤圏内で、他に通園可能な園についての検討を勧めた。併せて、2歳児クラスについては、現在全保育園において定員に達しているため、今後欠員が生じるかどうか

については申請時点では不明である点についても説明を行ったが、希望園の変更等についての申出はなかった。

平成28年8月19日、和光市長は、和光市子ども・子育て支援会議条例施行規則（平成28年規則第10号）別表第1に定める支給認定審査部会において9月入所児童の審査を行った。2歳児については、欠員が生じた保育園は「B保育園」と「C保育園」のみであり、希望園である「A保育園」については受入れ人数の上限に達していたことから、当該園に入所することはできないという結論に達した。

一方、審査請求人は、転園申請の理由を市内転居によるものとし、勤務地が遠方となり、通勤に時間がかかることを挙げているが、提出された就労の証明においては勤務時間が〇時〇分から〇時〇分であること、勤務地から和光市まで通勤に要する時間は〇時間程度であること、現在在籍している「D保育室」が〇時〇分までの開所であること、現在の居住地と、「D保育室」がともに、住民が日常生活を営んでいる地域として和光市が定める日常生活圏域の一つである中央生活圏域内であることを踏まえ、支給認定審査部会においては優先的に利用の調整を行うべき世帯とはしていない。

よって、審査請求人の単独希望園である「A保育園」が受入れ人数に達していること、審査請求人の子が既に、同一生活圏域であり継続通園可能と判断される小規模保育事業所「D保育室」において保育の提供を受けていること、以上の2点により、審査請求人の子については、保育施設への入所に至らない旨を、支給認定審査部会において決定し、平成28年8月25日、和光市長は、子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第27号）第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、「希望施設（事業）の受入人数が充足のため、いずれの施設にも入所できませんでした。」との結果が記載された「平成28年8月25日付け特定教育・保育施設利用調整結果通知書」により、特定教育・保育施設利用調整結果を通知した。

以上の経緯で行われた本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであると認められるため、何ら違法又は不当な点は存在しない。

また、審査請求人は、本件審査請求に係る処分が児童福祉法第24条第7項の「児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるように」という点に違反する旨を主張するが、審査請求人の子は、現にその置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けているため、和光市長は、同項に違反せず、よって、日本国憲法第25条にも違反しない。

2 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項

の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年3月1日

審査庁 和光市長 松本 武洋

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。